

# 高裁初「歴史的だ」

## 伊方差し止め判断 住民側「全原発に影響」

「画期的だ」。広島高裁が四国電力伊方原発3号機（愛媛県）の運転を禁じる決定を示した13日、高裁レベルで初の差し止め判断を勝ち取った住民らは歓喜した。全国に影響が及ぶ巨大噴火の可能性を重くみた決定に、地元自治体や電力会社には戸惑いも広がる。▼1面参照



伊方原発3号機に運転差し止めの仮処分決定が出され、旗が掲げられた。13日午後1時30分、広島市中区、上田第一撮影

「勝った！」  
午後1時半すぎ、広島高裁前に集まった約100人の支援者らに、住民側弁護団長の河合弘之弁護士（第三東京弁護士会）が叫んだ。「勝負」というピンク色のジャケットを着込み、高裁から受け取ったばかりの決定要旨を掲げた。「おおー！」「やったー！」。運転差し止めの決定内容を知った支援者から歓声が続々と上がる。河合弁護士は「原発の闘いは負けが続いていたが、高裁で勝ったことは極めて重要な、歴史的転換点だ」と興奮した表情で語った。

原発に火山活動の影響が及ぶ可能性を重視した今回の決定。広島市内で開かれた住民側の会見の冒頭、河合弁護士は「（決定の）論理は水平展開できる」と表現し、他の原発訴訟にも影響を及ぼしうることを強調した。「この点で私たちがほぼ完璧に勝ったのは大変喜ばしいこと」と述べた。河合弁護士も「全ての原発に影響がある」と評価した。ただ、河合弁護士は差し止めが来年9月30日までの「期限付き」であることについて「危ないものならずっと止められたい」と注文もつけた。広島地裁では、仮処分とは別に伊方原発の運転差し止めを求める訴訟も続いている。会見には、原告団長で被爆者の堀江壮さん（77）と広島市佐伯区Ⅱの蔡もあつた。1945年8月6日、爆心地から約3kmの場所被爆し、父を失った。東京電力福島第一原発事故が起き、「核の平和利用」という原発のローカル

### 町長「推移を見守る」 四電「信じられない」

決定を受け、地元の愛媛県伊方町の高門清彦町長は報道陣の取材に応じて、「厳粛に受け止めています」と述べた。一方、「再稼働を認めた原子力規制委員会の判断と、今回の裁判所の判断とのような整合性があるのか」と疑問を投げかけた。その上で「停止が長引くと町の経済に影響が出る。安全確認をしつかりやっていたら、上で推移を見守りたい」と話した。伊方原発で過酷事故が起きた際は、半島の住民は海路で大分県などへ避難する計画だが、火山の影響を想定した避難ルートの見直しについては「司法判断を踏まえて、国や県と協議する場が出てくるかもしれない」と述べることだ。愛媛県の中村時広知事は「稼働してしまえば、安全対策に何ら変わることはないで、これまで同様、四国電力に徹底した安全対策を求め続けていきたい」と話した。地元の住民にも複雑な思

### 全国の訴訟の原告らは

「（東日本大震災が起きた）3・11後の一連の原発訴訟の中で、最も重大な決定で、画期的だ。高裁決定を受け、東京都内で記者会見した住民側代理人の海渡雄一弁護士は喜んだ。高裁は火山の影響を重視し、阿蘇山（熊本県）の火砕流の影響を受けたりとは言えないと判断した。海渡弁護士は「鹿児島島の川内原発、青森の大間原発などの訴訟は火砕流の影響が争点になっており、今回の決定は影響が大きいと思う」と話した。

### 火山に着目「勇気づけられる」

阿蘇山と同じ九州にある九州電力の川内原発（鹿児島県）や、玄海原発（佐賀県）を巡る訴訟の原告たちは、今回の決定を歓迎した。玄海原発3、4号機再稼働差し止めの仮処分、阿蘇山でのカルデラ噴火にも言及してきた「原発なくそう！九州玄海訴訟」の長

### 専門的な判断に疑問

諸葛宗男・元東京大公共政策大学院特任教授（原子力規制法制）の話 火山の影響による危険性について様々な検討を加えているが、火山ガイドに基づいて現在の知見を評価し、判断する権限を持つのは原子力規制委員会だけであり、今回の決定に疑問を覚える。裁判所に認められているのは手続きに誤りがあるかどうかの判断で、専門的・技術的部分に踏み込むべきではない。餅は餅屋に任すべきだ。広島高裁の判断が専門的な正しさを有しているとは理解しがたい。期限付きの決定としたのは、自慢のなさの表れではないか。

### 三権分立の働きを示す

立命館大法学大学院客員教授の齋藤浩弁護士（大阪弁護士会）の話 裁判所が原子力規制委員会の判断の誤りを指摘し、三権分立の本来の働きを示した重みのある決定だ。規制委が基準に適合していると判断すれば安全であり、民事訴訟で原発を止めるとはできないという、一部の声に対する理論的な応答といえる。福島第一原発事故の被害を目の当たりにしながら、行政の判断を追認する司法判断が続いてきたが、裁判官が人生を懸けてなした素晴らしい決定だ。運転を差し止める初の高裁判断という面でも意義は大きい。

### 原爆症 国家賠償認める

野々上友之裁判長(64)は1978年に司法試験に合格し、81年に横浜地裁で判事補に任官。大阪、広島地裁などで判事を歴任し、岡山地裁所長を務めた。12月20日に定年で退官する。広島地裁に勤務していた2009年3月、原爆症の認定をめぐる訴訟で国に慰謝料の支払いを命じた。各地の原爆症認定訴訟で、国家賠償を認めたのは初のケースだった。11年には、広島拘置所が弁護人と死刑囚の再審請求の打ち合わせに職員を立ち合わせたことを違法とし、国に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。